

令和6年度

小山田地区市民センター 施設利用のご案内

地区市民センターには、会議室・実習室・和室などの部屋があり、
連合自治会や地区社会福祉協議会など地域の団体やサークル活動、
センターが行う講座・講演会等に利用いただいております。

☆所在地及び連絡先

〒512-1111 四日市市山田町 1373 番地3

(電話) 059-328-1001

(FAX) 059-328-8000

☆部屋の紹介

午前8時30分から午後9時まで利用できます。

平日、土日祝日とも利用できます。

※年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

1階 和室	床面積 42㎡	モルタルビニールシート張り 37㎡ 畳（取り外し可） 28㎡ 座机12脚 長机8脚 椅子24脚
2階 会議室	床面積 78㎡	椅子だけなら約80人、机と椅子の 場合約50人まで利用できます。
2階 実習室	床面積 83㎡	調理台（移動式）10台 ガス炊飯器 2台 ガスコンロ 6口

☆利用料金

小山田地区市民センター使用料

	午 前 8:30~12:00	午 後 13:00~17:00	夜 間 17:30~21:00
1階 和 室	660円	660円	660円
2階 会議室	880円	880円	880円
2階 実習室	880円	880円	880円
2階 実習室 (調理する場合)	1,100円	1,100円	1,100円

※ 会場設営、清掃、後片付けの時間も使用時間に含まれます。

※ 育成会やPTAなどの公共的団体がその主たる目的で使用する場合は、使用料が免除されます。

☆利用申し込み方法

○1階事務室にて「センター使用（減免）許可申請書」に記入の上使用料を添えて申し込んでください。

○申し込みは利用日の属する月の初日より、3ヶ月前からできます。

○使用許可書・領収書をお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

《使用の制限》

地区市民センターは、公民館としての規定があるため、次の場合は使用できません。

1. 営利事業（サークルなどの講師が会員個人から月謝を取るなど）
2. 政治活動（特定政党の支持、政党の利害に関係するなど）
3. 宗教活動（特定の宗派、教派、教団の支持など）

☆申込内容の変更・取り消し

すでに申し込んだ内容（使用日・時間区分・部屋など）の変更や使用を取りやめる場合は、「センター使用変更（取消）・還付申請書」に記入の上、申し込み時にお渡しした「センター使用許可書」（青色）を添えて申請してください。（団体代表者の印鑑・振込口座（郵便局を除く）が必要になる場合があります。）

《使用料の還付》

すでに収められた使用料は原則として還付できませんが、次の場合は例外として還付します。

還付の方法は、申請書に記入された指定口座（郵便局を除く）への入金となります。また、口座がない場合は、市役所 1 階の会計管理室窓口で現金払いもできます。

1. 天災や事故など、使用者にもセンターにも防げない状況となった場合
(暴風警報、大雨洪水警報、大雪警報が発令された場合など)
2. センターの業務上、施設等を貸し出せない状況になった場合
(選挙関係やセンター事業で使用するなど)

※上記1・2のように使用者の責めによらない理由で施設を使用できなくなった時は10割還付。

3. 使用者の都合で使用許可の取消しを申請し、許可された場合
(還付する場合は以下のとおりとなります)

取消の申請日	還付する割合
当日	還付なし
前日	5割
1ヶ月以内	5割
1ヶ月以上前	10割

《使用料の充当》

次の場合は、還付されるべき使用料を、新たに使用許可申請する際の使用料に充てることができます。

1. 「変更・還付通知書」を交付されると同時に使用許可申請を行う場合
2. 還付の対象となったセンターの使用許可申請を行う場合

☆利用のときのお願い

- ♪ 申し込んだ使用時間は、必ず守ってください。
- ♪ 冷暖房を使用した場合は、必ずスイッチを切ってください。
- ♪ 使用後は、戸締り・後片付け・整理整頓をして、火気の確認をしてください。
- ♪ ごみはすべて持ち帰ってください。
- ♪ 使用後は使用前の状態に戻し備品等の破損や紛失は速やかに報告して下さい。
- ♪ 使用後に各部屋にある「貸館利用報告」に記入して下さい。
- ♪ 各部屋使用後に利用者の所有物等を置いていかないようにしてください。紛失・汚損した場合も当センターは責任を負いかねますので、必ず持ち帰るようにしてください。